

第10 その他

1 国際社会への貢献 269億円(271億円)

- (1) 国際機関を通じた国際的活動の推進 179億円
- 世界保健機関(WHO)等を通じた活動の推進 106億円
世界保健機関(WHO)、国連合同エイズ計画(UNAIDS)への拠出等を通じ、SARSや鳥インフルエンザ等の新興・再興感染症、エイズ、結核等への対応や食品の安全対策の国際的な活動を推進する。
 - 国際労働機関(ILO)を通じた活動の推進 70億円
国際労働機関(ILO)への拠出等を通じ、労働者の基本的な権利の実現、人材育成等の国際的な活動を推進する。
- (2) 開発途上国に対する国際協力等の推進 39億円
ASEAN諸国等の開発途上国に対し、保健医療、福祉分野への支援、労使関係の安定化、人材養成に関する支援などの協力を積極的に行う。

2 戦傷病者・戦没者遺族の援護等(戦後60周年関係事業の実施) 570億円(607億円)

- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給(支給事務経費) 4億円
戦後60周年という機会をとらえ、国として弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(額面40万円の10年償還の国債)を支給する。
- 戦傷病者等の労苦継承事業(仮称)の実施 6億円
戦傷病者及びその妻等が体験した労苦を後世代に伝えることを目的とした「戦傷病者史料館」(仮称)を設置・運営する。
- 戦没者遺児による慰霊友好親善事業の拡大 3.2億円
戦没者遺児が旧主要戦域の住民との友好親善を図りつつ、広く戦争犠牲者の慰霊追悼などを行う事業について、戦後60周年を迎える平成17年度は参加する遺族と対象地域を拡大する。
- 全国戦没者追悼式にかかる国費による参列遺族数の拡大 1.2億円
毎年8月15日に実施する全国戦没者追悼式について、平成17年度は戦後60周年を迎えることもあり、国費による参列遺族数を拡大する。

3 中国残留邦人等の支援 16億円(17億円)

- 自立支援通訳の派遣期間の拡充 4.1百万円
永住帰国した帰国者等への自立支援通訳を、医療・介護を受ける場合には、5年目以降も派遣する。

4 原爆被爆者の援護 1,566億円(1,571億円)

- 保健、医療、福祉にわたる総合的な施策の推進 1,566億円
原爆被爆者に対する健康診断の実施、医療の給付及び諸手当の支給のほか、在外被爆者に対する支援、調査研究及び国立原爆死没者追悼平和祈念館の運営等を行う。

5 生活衛生関係営業の指導及び振興の推進 17億円(18億円)

- 生活衛生関係営業の振興のための支援 1.7億円
経営の健全化、衛生水準の維持向上を図るため、全国生活衛生同業組合連合会等における経営革新、消費者サービスの向上や健康増進のための自主的活動を支援、促進するとともに、国民生活金融公庫(生活衛生貸付)の融資内容の充実等を図る。

6 「食育」の推進 5億円(5.6億円)

- 国民健康づくり運動を通じた「食育」の推進 4億円
糖尿病の予防に重点を置いた栄養指導マニュアルの策定やボランティアによる食生活改善等を推進する。
- 「健やか親子21」による母子保健運動を通じた「食育」の推進 2.3百万円
食を通じた子どもの健全育成をねらいとした乳幼児栄養調査の実施など調査研究の推進を図る。
- 消費者等とのリスクコミュニケーションを通じた「食育」の推進 7.2百万円
食品の安全性に関するシンポジウムの開催など消費者と双方向のコミュニケーション等を通じて、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深める。

7 ホームレスの自立支援等基本方針を踏まえた施策の推進

32億円（30億円）

- 自立支援事業の充実等 31億円
ホームレスの自立を支援するため、総合相談推進事業や技能講習事業等を実施するとともに生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業の充実を図る。

- ホームレス就業支援事業（仮称）の創設（新規） 1.2億円
野宿生活を余儀なくされているホームレスのうち自立の意思がある者を対象に地方公共団体と民間団体が連携を図りつつ、就業機会の確保を図る事業を創設する。